

参加料
無料！

今日から始める！ 消費税 軽減税率対策 講習会

平成31年10月1日より軽減税率制度が実施されます。消費税の軽減税率制度は、事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。この機会に、軽減税率制度に関する最新の情報を確認しましょう！

<講義内容>

第1部 軽減税率制度の概要

第2部 軽減税率対策補助金の概要と申請

※講師は、川崎南税務署・川崎商工会議所のご担当者様です。

開催日 ①10月12日（木）14:00～15:30
②11月8日（水）14:00～15:30

※①・②は、すべて同じ研修内容です。

会場 青色申告会 3階会議室

定員 各30名（定員になり次第締め切ります。）

申込 青色申告会事務局（☎044-211-0141）

軽減税率対策補助金とは・・・

平成31年10月1日より軽減税率制度が実施するにあたり、複数税率（8%と10%）への対応が必要となります。中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

補助金申請の対象期間は、平成30年1月31日までです。